島本町教育委員会　会議録（令和８年第６回　定例会）

会議録確認委員	会議録記録者
西尾　一実	教育総務課　小林　貴衣

日　　時	令和８年５月１２日（火） 午前９時３０分　～　午前９時３７分
場　　所	島本町役場４階　議会第３・第４会議室
出　席　者 委員及び事務局職員	横山寛教育長、髙岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、南田篤志次長、三代剛次長 （教育総務課）伊藤康浩課長、乾真琴参事、小林貴衣主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長 （保育幼稚園課）廣井信弥課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠　席　者 委　　員	なし
議　　題	第１９号議案　島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について 第２０号議案　島本町学校運営協議会委員の委嘱について
議決事項	第１９号議案、第２０号議案
教育長の報告の要旨	別紙議事録のとおり
そ　の　他	傍聴者なし

教育長　　本日、出席者は５名です。定足数を満たしておりますので、令和８年第６回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第１７条第２項の規定に基づき、会議録確認委員は西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第１９号議案「島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長　　それでは、第１９号議案「島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１５号に該当するため、議決を求めるものでございます。

それでは、島本町立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について御説明いたします。

島本町立小・中学校結核対策委員会は、町立小・中学校における結核対策の充実を図り、児童・生徒の健康及び学校教育の円滑な実施に資するために設置される附属機関です。主な担当事務といたしましては、町立小・中学校における結核検診の実施状況及び結果を把握すること、そして、精密検査の対象となる児童・生徒の管理方針を検討することであります。

令和８年度の結核検診において精密検査の対象とすべき児童・生徒を審査・検討するため、令和８年６月１２日に結核対策委員会の会議を開催する予定であります。

委嘱候補者につきましては、３ページの委員名簿（案）を御覧ください。

委嘱候補者は、全員で５名でございます。

上段から、結核の専門家又は呼吸器系疾患の医師として栗山隆信医師、町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者として中小路隆裕医師、大阪府茨木保健所の長又は長が推薦する者として西田

伸子参事兼地域保健課長、町立小・中学校長として第三小学校の佐々木校長、そして、町立小・中学校の養護教諭として第一小学校の田野養護教諭でございます。

最後に、任期は、委嘱の日から令和９年３月３１日までです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第２０号議案「島本町学校運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長　　それでは、第２０号議案「島本町学校運営協議会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第１条第１項第１５号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

このたび、各中学校区を代表して、第一中学校長及び第二中学校長から島本町学校運営協議会規則第８条第３項の規定に基づき、委員の推薦がありました。

資料７ページの委員名簿（案）を御覧ください。

第一中学校区の学校運営協議会委員でございます。

対象学校の所在する地域の住民としまして、少年補導員の辻本満氏、対象学校の所在する地域の住民としまして、少年補導協助員の野村篤氏、対象学校に在籍する児童生徒の保護者としまして、ＰＴＡ会長の

家島明彦氏、対象学校の運営に資する活動を行う者としまして、福祉委員の川淵敬子氏、学識経験者としまして、大阪青凌高等学校教諭の葺慶子氏でございます。

なお、いずれも任期は、令和９年３月３１日までででございます。

次に、第二中学校区の学校運営協議会委員でございます。

対象学校の所在する地域の住民としまして、少年補導員の池尾幸司氏（２年目)、対象学校の所在する地域の住民としまして、学習ボランティアの中村智氏、対象学校に在籍する児童生徒の保護者としまして、児童心理施設ひびきの施設長である幸嶋成幸氏（２年目)、対象学校に在籍する児童生徒の保護者としまして、ＰＴＡ会長の達山知子氏、学識経験者としまして、大阪青凌高等学校教頭の居内正氏（２年目）でございます。

こちらも任期は、令和９年３月３１日までででございます。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長　　これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員　　再度確認なんですが、学校運営協議会というのはどういうことが話し合われるのかということを教えてください。

教育推進課長　　学校運営協議会ですけども、学校の教育課程と地域の連携について話し合われるものがメインとなりますが、これまでの学校協議会と主に違うところが３つございまして、まずは校長が作成する学校運営の基本方針を承認するということになりますので、今年度の学校経営方針を校長が委員の皆さんに説明をしてそこで協議するというところが１点で、学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができるということと、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができる、というのが学校運営協議会の権限となっておりますので、その辺りでお話されるのがメインとなります。以上です。

教育長　　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長　　ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長　　御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

以上をもちまして、令和８年第６回教育委員会定例会を閉会いたします。